

再生可能エネルギーの固定買取制度の概要と 電力供給契約の留意事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(「法」)の施行(平成 24 年 7 月 1 日)を控え、パブリックコメントの実施を経て、平成 24 年 6 月 18 日付で関連する省令や告示が公布された。これらにより、調達価格、調達期間等を含む再生可能エネルギーの固定買取制度(「固定買取制度」)の詳細が決定された。本ニュースレターでは、パブリックコメントの結果も踏まえ、固定買取制度の概要と固定買取制度下における電力供給契約の留意事項を紹介する。

1. 固定買取制度の概要

固定買取制度の下では、電気事業者は、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス等により発電された電気を、原則として、その全量を、予め定められた価格(「調達価格」)で、予め定められた期間(「調達期間」)の範囲内において、買い取ることを義務付けられている。

すなわち、法は、電気事業者が、経済産業大臣の認定を受けた発電設備(「認定発電設備」)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(「特定供給者」)から、適用ある調達期間内の一定期間にわたる、適用ある調達価格での電気の供給・買取に関する契約(「特定契約」)の締結を求められた場合には、一定の場合を除きこれを拒否することができないことを定めている。また、電気事業者に再生可能エネルギー電気を供給するためには、特定契約の締結だけでは足りず、認定発電設備が送配電網に接続される必要がある。そのため、法は、特定供給者が認定発電設備と電気事業者が有する送配電網との接続を求めた場合には、電気事業者は、一定の場合を除き、接続を拒否することができないこととしている。

2. 調達価格と調達期間

固定買取制度における調達価格及び調達期間(「調達価格等」)は、原則として、毎年度、当該年度の開始前に再生可能エネルギーの発電設備の区分、設置形態及び規模ごとに定められる。調達価格等の決定にあたっては、調達価格での電気の買取義務を課せられる電気事業者の負担をエンドユーザーである電気使用者に賦課する仕組みとなっていることから、賦課金が電気使用者に過重な負担とならないことに配慮するものとされている。一方、調達価格は、特定供給者が受けるべき適正な利潤をも勘案して定められるものとされ、とりわけ、法の施行日から3年間は特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮することとされている。このような法の規定を受けて初年度(平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日)に適用される調達価格等が以下のとおり定められている。

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
調達区分		10kW 以上	10kW 未満	20kW 以上	20kW 未満	1.5 万 kW 以上	1.5 万 kW 未満	1,000kW 以上 30,000kW 未満	200kW 以上 1,000kW 未満	200kW 未満
調達価格 /kWh	税込	42 円	42 円*	23.10 円	57.75 円	27.30 円	42 円	25.20 円	30.45 円	35.70 円
	税抜	40 円	42 円*	22 円	55 円	26 円	40 円	24 円	29 円	34 円
調達期間		20 年	10 年	20 年	20 年	15 年	15 年	20 年		

* 自家発電設備等を併設している場合(いわゆる「ダブル発電」の場合)については、34 円。なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜価格と税込価格が同じとなる。

電源		バイオマス				
調達区分		メタン発酵ガス化	未利用木材燃焼	一般木材等燃焼	廃棄物燃焼	リサイクル木材燃焼
調達価格 /kWh	税込	40.95 円	33.60 円	25.20 円	17.85 円	13.65 円
	税抜	39 円	32 円	24 円	17 円	13 円
調達期間		20 年				

かかる調達価格等は、発電設備に対する経済産業大臣の認定時又は当該発電設備を電気事業者の送配電網に接続するための接続契約（「接続契約」）の申込時のいずれか遅い時期において適用のある調達価格等が適用されることとされている。したがって、初年度の調達価格等の適用を受けるためには、年度内に発電設備の認定を受けるのみでは足りず、発電設備の仕様、設置場所、接続箇所等が確定した上で、接続契約の申込がなされていることが必要となることに留意が必要である。また、適用される調達期間の起算点は、特定契約に基づく電気の供給が開始された時点とされている。なお、調達価格は、当初の適用時点での金額が全調達期間に適用されるため、原則として、調達価格は、調達期間の途中で変更されることはない。

3. 電力供給契約(特定契約・接続契約)に関する留意事項

固定買取制度の下での発電事業においては、制度上認められた調達価格等に基づき発電事業のキャッシュフローが安定的に得られることが前提となることから、特定契約の締結条件及びその内容は、特定供給者あるいは当該特定供給者が行う発電事業にファイナンスを提供しようとする者にとって極めて重要である。また、先に述べたとおり、特定供給者が認定発電設備により発電された再生可能エネルギー電気を供給するためには、認定発電設備と電気事業者が有する送配電網とを接続する必要があることから、電気事業者との間の接続契約も重要な要素である。特定契約及び接続契約（総称して「電力供給契約」）に関して留意すべき事項は多岐にわたるが、ここではそのうち、特に重要と思われるポイントを紹介する。

(1) 特定契約に関する留意事項

法は特定供給者から再生可能エネルギー電気について当該エネルギーを供給する特定契約の申込があったときは、電気事業者は、当該特定契約の内容が当該事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該契約の締結を拒んではならないこととしている。これを受けて、同省令は、特定供給者から申し込まれた特定契約の内容が虚偽の内容を含む場合、法令の規定に違反する場合等、限定的に拒否事由を規定している。

この点、法は、特定供給者に一定量の供給義務を課しておらず、特定契約において特定供給者が一定の供給義務を負担しないことは特定契約の締結を拒否する理由にはならない。また、固定買取制度の下での発電事業におけるキャッシュフローの大部分は特定契約に基づく売電債権等であるから、当該事業にファイナンスを提供する金融機関にとっては売電債権等を担保取得できることが重要となる。特定契約において、特定供給者が売電債権等を譲渡、担保設定その他の処分をできる旨を定めることは、特定契約の締結の拒否事由には該当しないので、金融機関からファイナンスの調達予定する特定供給者は、売電債権等について当該担保提供条項を設けるべきであろう。

また、特定契約の準拠法を日本法とせず、契約の正本を日本語で作成せず、又は特定契約に関

する訴えを、日本の裁判所の管轄の専属としない場合には、特定契約の拒否事由とされているため、海外の関係当事者と共に事業を組成する場合には注意を要する。

(2) 接続契約に関する留意事項

接続契約は、再生可能エネルギー電気を供給する前提として特定契約と並び不可欠の契約である。そのため、法(及び経済産業省令)は、特定供給者が接続に要する費用を負担しない場合、当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生じるおそれがある場合、接続契約の内容が虚偽又は法令違反等の内容を含む等正当な理由がある場合に限り、電気事業者は、接続の請求を拒否できることとしている。

再生可能エネルギーの発電事業におけるキャッシュフローの安定性という観点からは、電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合に、電力事業者の指示に従って、認定発電設備の出力抑制を行うこと、当該出力抑制により生じた損害の補償を求めないこと等に特定供給者が合意しないことが、拒否事由に含まれていることに留意する必要がある。もっとも、電気事業者がこのような出力抑制を行うためには電気の供給量とその需要量を上回ることが回避するための措置を行わなければならないこと、当該出力抑制は年間 30 日を超えない範囲内に限られること等、発電事業のキャッシュフローの安定性について一定の配慮がなされている。また、その他に電気事業者が損害の補償を行うことなく出力抑制を求めることができる場面は、天災事変等一定の事由に限定されている。さらに、これらの他に特定供給者が出力抑制を求められる場合には、特定供給者は、電気事業者に対して、当該出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額、すなわち、出力抑制がなければ供給したはずの電気量に適用ある調達価格を乗じた金額の補償を求めることができる仕組みとなっており、特定供給者にも配慮された条件となっている。

なお、接続契約についても、準拠法、契約の正本、関連訴訟の管轄の条件については特定契約と同じ扱いとなっている。

以上

東日本大震災を受け、我が国のエネルギー問題は多くの産業にとって喫緊の課題となっていることは周知のとおりです。その過程において、再生可能エネルギーの固定買取制度の成立にあたり、多くの企業が参入を表明しております。当事務所のエネルギープラクティスがその一助になれば幸いです。

* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の執筆弁護士までご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

© Anderson Mori & Tomotsune 2012

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

弁護士 小林 英治
電 話: 03-6888-1096
Eメール: eiji.kobayashi@amt-law.com

弁護士 武内 則史
電 話: 03-6888-1112
Eメール: norifumi.takeuchi@amt-law.com